

ファミリー・サポート・センターとは

ファミリー・サポート・センターとは小さなお子さんを持つ親が安心して子育てができるよう、地域（市内）の人たちが互いに助け合っていくことをめざした相互援助活動を行う組織です。
子育ての援助を受けたい人と、子育ての援助をしたい人をもって会員組織を構成し、その会員相互による育児援助活動を行いますが、会員の自発性と責任性を尊重するために有償制をとっています。

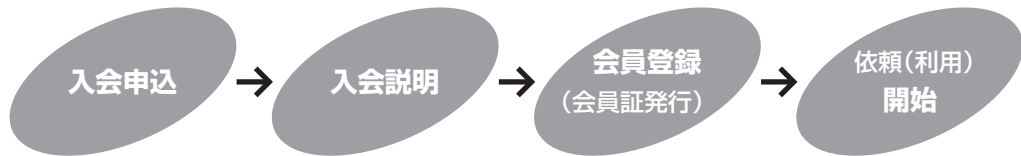
1 会員について

子育ての援助を受けたい方を**依頼会員**、子育ての支援をしたい方を**支援会員**といいます。

- (1) **依頼会員**とは
市内に在住または在勤で、原則3か月以上の乳児から小学6年生までのお子さんの保護者の方ならどなたでもなれます。
- (2) **支援会員**とは
市内に在住で、小さなこどもの育児や保育に理解と熱意のある健康な方ならどなたでもなれます。資格等はとくに必要ありませんが、入会に際してセンターで実施する研修を受けていただきます。
- (3) **両方会員**とは
依頼会員、支援会員両方の要件が必要です。

2 会員になるにあたっての手続き

(**依頼会員**) 事務局へご連絡ください。
登録には、登録票のご記入、身分証の提示及び登録される保護者の顔写真(スナップ写真可)が必要となります。
※登録票は秦野市 HP からダウンロードできます。



(**支援会員**) 事務局へご連絡ください。
センターが実施する研修会及び登録に必要な手続きについてのご案内を郵送します(事務局での受け取りも可能です)。



(**両方会員**) 支援会員と同じ

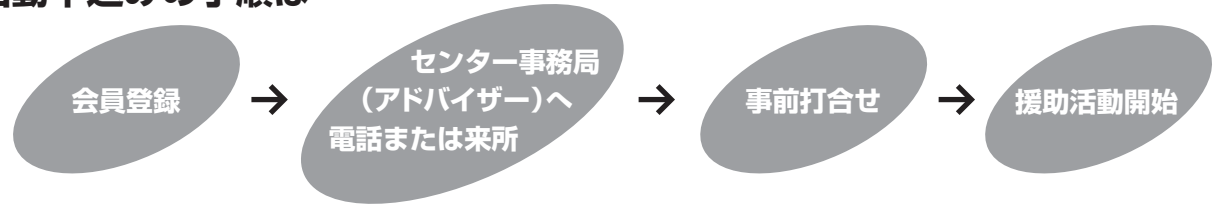
3 援助活動の内容

- (1) **支援会員**による援助活動の内容は次のとおりです。
- ① 保育園、幼稚園、小学校及び放課後児童ホーム(学童保育)等(以下「保育施設等」という)の開始時間までこどもを預かること。
 - ② 保育施設等の終了後、こどもを預かること。
 - ③ 保育施設等へのこどもの送迎を行うこと。
 - ④ その他会員の育児援助のため臨時的にこどもを預かること。(会員の通院、行事参加、リフレッシュなど)
- (2) 援助活動は、**支援会員**の家庭において行います。**依頼会員**の家庭及び家庭以外の場所において行うこともできます。

4 援助活動の時間

午前7時から午後7時までの時間帯で育児の援助が必要な時間
(ただし、上記以外の時間帯に援助活動を希望する場合はこの限りではありません)

5 援助活動申込みの手順は……



●2回目以降で**支援会員**が同じ人の場合は、事前打合書を省略することができます。

6 利用料金について

依頼会員が**支援会員**に支払う利用料金

区 分		利用料金の額
月曜日から金曜日までの午前7時から午後7時（3歳以上～小学6年生）	1時間当たり	700円
月曜日から金曜日までの午前7時から午後7時（生後3か月～3歳未満）	1時間当たり	800円
土曜日、日曜日、祝日及び年末年始並びに上記の時間帯以外の時間	1時間当たり	900円

※こどもの送迎等に係る交通費及び**支援会員**が用意した飲食物、おむつ等がある場合は、その費用をファミリー・サポート・センターの基準に従って、別途支払をお願いすることになります。
※複数のこどもを預ける場合は2人目から500円とします。
※1時間未満の利用であっても、1回の利用につき最低1時間分の料金が発生します。1時間を超える場合は30分単位で料金が変わります。

7 補償保険の加入

- (1) 会員は、相互援助活動中の事故に備え、「ファミリー・サポート・センター災害補償制度」に一括して加入していただきます。なお、保険料は市が負担します。
- (2) 保険は、傷害保険（**支援会員**）、賠償責任保険、依頼子ども傷害保険及び研修・会合傷害保険です。

8 センターの組織図

- 研修会等の実施
- 交流会等の実施
- 広報

